

黒潮町入野地区宅地造成基本設計委託業務仕様書

1 目的

黒潮町は、東日本大震災や平成24年3月31日南海トラフの巨大地震による震度分布・津波高の公表を受け、人命を守ることを第一に、津波避難タワーや避難路の整備、大方庁舎の高台移転等、様々な防災対策を進めてきたが、更なる住民の安全確保や迅速な復旧・復興への備えに向け、宅地造成を検討しています。

本業務は、国土交通省が実施している高規格道路事業における発生土を町内で有効活用し、大規模盛土による高台整備を進めるため、基本設計の前提となる基本的な考え方を整理したうえで、条件整理や事業方針等について町民の意見を聴きながら、建設規模、排水計画、事業費、整備スケジュール等、具体化した基本計画・基本設計を作成することを目的としています。

1 業務概要

(1) 業務名称

黒潮町入野地区宅地造成基本設計委託業務

(2) 業務場所

高知県幡多郡黒潮町入野 5893 番地

(3) 業務期間

契約締結の翌日から令和4年3月31日までとする。

ただし、議会や住民に進捗状況の周知を図るため計画(案)は令和4年1月30日までに策定することとする。

(4) 業務の実施

- ①本業務の実施は、本仕様書に基づき実施すること。
- ②受注者は、業務の実施にあたっては、関係法令及び条例を遵守すること。
- ③受注者は、業務の実施にあたっては、発注者と協議を行い、その意図や目的を十分に理解したうえで、適切な人員配置のもとで進めること。
- ④受注者は業務の進捗に関して、発注者に定期的に報告を行うこと。
- ⑤受注者は自らの組織の中から、管理技術者を選任し、発注者に通知すること。
- ⑥町では町民の意見を聴いた上で、基本計画に反映することを想定している。受注者は、業務実施にあたっては、町民の意見を十分踏まえ、調査、検討のうえ進めること。
- ⑦受注者は、宅地造成事業の問題点や課題、宅地造成の必要性や在り方、基本理念、区画や公園施設、排水設備等の配置計画等、設計の前提となる基本的な考え方(以下、「基本計画」という。)を、提示された条件等により、令和4年1月30日までに黒潮町入野地区宅地造成基本計画(案)をまとめること。

また、都市計画「黒潮町入野地区宅地造成事業」素案についても、同日までに作成すること。

⑧業務の実施に関し、疑義が生じた場合には、速やかに発注者と協議を行い指示を仰ぐこと。

(5) 業務計画書の提出

①受注者は、契約締結後 7 日以内に業務計画書を作成の上、発注者に提出し承認を得ること。

②業務計画書には、次の次項を記載すること。

ア 検討業務内容

イ 業務遂行方針

ウ 業務詳細工程

エ 業務実施体制及び組織図

オ 管理技術者、担当技術者一覧表及び経歴書

カ 協力者がある場合は協力者の概要及び担当技術者一覧表

キ 業務フローチャート

ク 打ち合わせ計画

ケ その他発注者が必要とする事項

③ 上記の記載内容に追加又は変更が生じた場合には、速やかに発注者に文書で提出し、承認を得ること。

(6) 打合せ及び議事録

業務を適正かつ円滑に実施するため、受注者と発注者は打合せを行い、業務方針の確認、条件等の疑義を正すものとし、その内容については、受注者がその都度記録し、発注者の確認を得ること。

(7) 引渡し前における成果品の使用等

①仕様書に規定がある場合又は監督職員が指示し受注者がこれに承諾した場合は、履行期間途中においても、成果品の全部又は一部を使用することができる。

②業務の完了に先立って引渡しを受ける部分は、基本計画をまとめた部分とする。

③引渡し前における成果品の全部又は一部の引渡しを求めた場合には、部分引渡承諾書を提出するものとする。

(8) 検査

①業務が完了した時は、業務完了通知書により通知するとともに、成果品を提出し、発注者の検査を受けること。

②業務完了期限前であっても、発注者が予め成果品の提出期限を指定した場合には、その指定する期限までにその時点における成果品を提出し、検査を受けること。

(9) 資料の貸与及び返却

業務を進めるに当たっては、発注者から以下のものを貸与する。なお、貸与された資料は、紛失、汚損しないよう取り扱うものとし、これを貸与し、又は複製してはならない。

貸与された資料は、業務が終了した時は、速やかに発注者に返却すること。

- ① 黒潮町総合戦略
- ② 都市計画マスタープラン（高知県・幡東・大方町）
- ③ 計画地域用地測量図
- ④ 地質調査柱状図
- ⑤ その他必要とする書類

2 業務内容

【1】黒潮町入野地区宅地造成基本計画の策定

(1) 現況調査及び上位計画の整理、課題の抽出

津波浸水域に位置する宅地造成候補地について、現況調査や既存資料の収集・整理を行い課題の抽出を行うこと。

(2) 計画の具体性、実現性についての整理

宅地造成における各機能（宅地区画、公営住宅、ライフライン設備、排水計画等）の必要面積、必要機能等について、事前復興まちづくり計画の骨子となることを念頭に、関係機関等と協議のうえ、必要資料を収集・整理し検討を行なうこと。また、既存高台（本庁舎及び錦野団地）や国道56号とのアクセスについても検討すること。

(3) 都市計画との総合性、一体性の確保

黒潮町総合戦略、黒潮町地域防災計画、高知県・幡東・大方町都市計画マスタープランや黒潮町市街地まちづくり計画との整合性を図り、一体性を確保すること。

(4) 上記について取りまとめ、宅地造成整備方針を策定すること。

(5) 環境影響評価の実施の検討

環境影響評価の必要性の有無について検討すること。

(6) 宅地造成整備に必要な概算事業費を算定すること。

(7) 基本計画策定にあたっては以下に留意すること。

ア 都市計画法及び関連法令との適合

計画敷地の法的条件を整理し、関連法令との適合を図ること。

イ 農林漁業の土地利用や施策等との調整を図ること。

ウ 関連する法令に基づく関係機関等との調整を行うこと。

【2】都市計画「黒潮町入野地区宅地造成事業」素案の作成

都市計画法第11条第1項第11号「一団地の津波防災拠点市街地形成施設（津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）第2条第15項に規定する一団地の津波防災拠点市街地形成施設をいう。）による都市計画決定を行うため、必要な都市計画素案（計画書、総括図、計画図、都市計画策定経緯の概要書、その他必要な図書）を作成し、都市計画審議会を経て都市計画決定まで支援すること。

また、住民意見を反映させるための公聴会開催について、関係書類を作成すること。

【3】黒潮町入野地区宅地造成基本設計の作成

(1) 宅地造成事業に関する事例収集

本業務において検討する宅地造成と同規模程度の宅地造成について事例収集を行う。

(2) 宅地造成事業の基本的な考え方の検討

①上位計画等との整合

黒潮町総合戦略や黒潮町地域防災計画等の上位計画を網羅的に整理し、宅地造成事業の基本的な考え方を整理する。

②基本方針の検討

以下に示す視点をとりまとめ、基本方針を取りまとめること。

ア 安全・安心の住宅地であること。(大規模盛土対策、地震・津波対策等)

イ 地域の活性化に資する機能、施設等の導入を検討すること。

ウ 調整池、都市下水等地域全体における排水計画を検討すること。

エ 既存高台(本庁舎・錦野団地)とのアクセス、調和について検討すること。

オ 国道56号とのアクセスについて検討すること。

カ その他(受注者の提案による。)

(3) 事業計画に関する考え方の検討

本事業の実施において必要となる以下の項目について整理する。

①地元経済への波及効果

②適切な事業方式に基づく事業スケジュール

③財源等の検討

(4) 概略設計平面図等の作成

上記の検討を踏まえ、配置計画を含む数案の土地利用計画を作成するものとする。また、土地利用計画の中から発注者と協議の上、イメージパース(A3版)を2枚作成する。イメージパース視点は発注者と協議の上、決定する。

(5) 住民アンケート

黒潮町内(約5,300世帯)を対象としたアンケート調査を実施し、そのうち入野地区(約1,100世帯)を基本計画に反映させる。

3 納品等

(1) 成果品は次のとおりとし、製本及び電子納品とする。

①黒潮町入野地区宅地造成基本計画

②都市計画「黒潮町入野地区宅地造成事業」素案

③黒潮町入野地区宅地造成基本計画概要版

④黒潮町入野地区宅地造成基本計画資料編

⑤黒潮町入野地区宅地造成基本設計

(2) 製本による報告書は、原則としてA4縦型、左綴じ製本とし、カラー刷りとする。

(3) 電子納品媒体は各1部、報告書はそれぞれ10部とする。